

新宿区内社会福祉法人連絡会会則

(目的)

第1条 新宿区内社会福祉法人連絡会（以下「連絡会」）は、新宿区内の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、地域の課題やニーズを把握し、連携と協働により社会貢献事業に取り組むことで、住みやすい安心して暮らせる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(会員)

第2条 連絡会の会員（以下「会員」）は、第1条に定める目的に賛同し、加入を希望する、新宿区内に本部がある社会福祉法人とする。

(事業)

第3条 連絡会は次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の情報交換及び交流
- (2) 新宿区内の福祉ニーズの把握及び課題解決のための取り組み
- (3) 会員の連携による社会貢献事業の企画、検討及び実施
- (4) 連絡会で把握・実施する社会貢献事業の周知・広報
- (5) その他、連絡会の目的を達成するために必要な事業

(連絡会)

第4条 連絡会に代表幹事1名、副代表幹事2名以内、監査役若干名を置き、連絡会において選任する。

- 2 代表幹事は連絡会を代表し、会務を総括する。
- 3 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 監査役は連絡会の会計及び事業を監査する。
- 5 幹事等の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 6 欠員の補充によって就任した幹事等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 連絡会は、代表幹事がこれを召集し、議長を務める。
- 8 会費、予算、決算、事業計画、事業報告及び会則改正については連絡会の議決を得なければならない。
- 9 連絡会は会員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面をもって欠席の理由及び全体会に付議される事項についての意思を表示した会員は、出席とみなす。
- 10 連絡会の議事は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議等)

第5条 連絡会の円滑な運営、連携事業の実施のために、幹事会を置く。

2 上記のほか、必要に応じて課題別会議や職種別会議等を置くことができる。

3 地域のニーズや課題を把握し、連携事業につなげるため、必要に応じて地域で活動する機関、団体の参画を得ることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、代表幹事、副代表幹事、連絡会会員5名及び事務局により開催し、連絡会の運営の方向性や連携事業等について検討し、連絡会に提案する。

(会費等)

第7条 連絡会の目的を達成するため、会員から会費を徴収することができる。

2 会費の額は、連絡会において別に定める。

(事務局)

第8条 本連絡会の事務局は、新宿区社会福祉協議会に置く。

附則

この会則は、平成29年9月1日から施行する。